

国保・後期・年金

国民健康保険

問合せ先：資格・給付に関すること
保険税に関すること

住民課 ☎72-1114
税務課 ☎72-1113

職場の健康保険に加入している人、生活保護を受けている人、後期高齢者医療を受けている人を除くすべての人（自営業、農林業、パートやアルバイトの人など）は、国民健康保険（国保）に加入しなければなりません。

加入や脱退などの手続きは、必ず14日以内にしてください。

	こんなとき	届出に必要なもの
加入	他の市区町村から転入したとき	転入届と一緒に手続きできます。
	勤務先の健康保険をやめたとき 被扶養者からはずれたとき	職場の健康保険をやめた証明書（※1 資格喪失証明書または離職証明書）
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
	外国から転入するとき	在留カード、パスポート（転入届と一緒に手続きできます）
脱退	他の市区町村に転出するとき	保険証（転出届と一緒に手続きできます）
	勤務先の健康保険に加入したとき 被扶養者になったとき	国保の保険証、勤務先の健康保険等の保険証（加入したことを証明するもの）
	死亡したとき	保険証
	生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護開始決定通知書
	外国へ転出するとき	保険証、在留カード（転出届と一緒に手続きできます）
その他	世帯主、氏名等が変わったとき	保険証（世帯主等変更届と一緒に手続きできます）
	町内で住所が変わったとき	保険証（転居届と一緒に手続きできます）
	世帯を分けたり、一緒にしたりしたとき	保険証
	就学のため、子が他の市町村に住むとき	保険証、在学証明書
	保険証を紛失したとき、破損したとき	保険証（破損のとき）

※届出の際、本人であることを確認できる書類（マイナンバーカード（個人番号カード）、運転免許証、パスポートなど官公署が発行した写真付きの身分証明書）、マイナンバーのわかるものをお持ちください。

※1 町ホームページから様式をダウンロードできます。

給付の種類

種類	こんなとき	必要なこと・もの	どんな給付か
療養の給付	病気、けが、歯の治療を受けたとき	医療機関窓口への保険証の提示	医療費の7割（義務教育就学前8割、高齢者の一般低所得は8割）を国保で負担します
療養費	緊急、やむを得ない理由で保険証を提示できなかったとき	保険証、診療報酬明細書（レセプト）、印鑑、支払った費用の領収書、マイナンバーのわかるもの、世帯主の口座がわかるもの	必要書類を添えて申請してください。審査をして、保険診療分の7割、8割について払い戻しをします
	コルセットなどの治療用装具代を支払ったとき	医師の診断書（同意書、意見書など）、装具に要した費用の領収書および明細書、保険証、マイナンバーのわかるもの、世帯主の口座がわかるもの	負担割合に応じて支給されます
	輸血の生血代を支払ったとき	医師の診断書、領収書、保険証、マイナンバーのわかるもの	
	海外渡航中に急病のため、やむを得ず医師にかかったとき	印鑑、保険証、診療の内容の明細書と領収証明書（日本語の翻訳文が必要）、パスポート、世帯主の口座がわかるもの、渡航がわかるもの、マイナンバーのわかるもの	
出産育児一時金	出産したとき	保険証、医療機関等が発行する領収書および分娩費用明細書、医療機関直接支払い制度合意文書、振込先の口座がわかるもの、マイナンバーのわかるもの	48万8千円（産科医療補償制度加入分娩機関で出産した場合は50万円）が支給されます



25th Anniversary 住まいのことなら地元の建設職人に相談

東京土建一般労働組合
西多摩支部
山梨事務所

上野原市上野原1736 ☎0554-62-2371
都留市上谷6-10-2 ☎0554-56-8683

建設業で働くみなさん、組合に加入しよう

- 建設国保 ●一人親方労災・事業主特別加入 ●雇用保険 ●建退共
- 自主共済制度 ●建設キャリアアップシステム(CCUS) ●税金相談
- 建設業許可相談 ●独立・法人設立相談 ●資格取得講習会...etc



adh10930@syd.odn.ne.jp

種類	こんなとき	必要なこと・もの	どんな給付か
葬祭費	死亡したとき	保険証、葬儀の喪主の方がわかる書類（会葬礼状・葬儀場への支払の領収書等）、喪主の口座がわかるもの	葬祭を行った方（1名）に対して3万円が支給されます
高額療養費	同一病院の1か月の医療費が一定額を超えたとき	病院等の領収書、世帯主の口座がわかるもの、マイナンバーのわかるもの	所得に応じた自己負担限度額を超えた額が高額療養費として支給されます
高額介護合算療養費	介護保険受給者がいる世帯で、医療費と介護サービス費の自己負担合計額が一定額を超えたとき	世帯主の口座のわかるもの、マイナンバーのわかるもの	一定額を超えた額が高額介護合算療養費として支給されます
限度額適用認定証	入院するときや、高額な外来診療を受けるとき	保険証、マイナンバーのわかるもの	所得区分に応じて、窓口での支払いが限度額で止まります（保険適用分のみ）
特定疾病療養受療証	認定疾病にかかる診療	医師の診断書、保険証、マイナンバーのわかるもの	自己負担額は、所得に応じて1か月1万円または2万円となります

■健康なんでも相談24

からだと心のさまざまな相談に、医師、保健師、助産師、看護師が、24時間体制でお答えします。

☎0120-807-024

相談料・通話料無料、24時間対応、年中無休

■国民健康保険税

国保税は、医療分、後期高齢者支援金分、介護分をそれぞれ算定し、合計した額が年税額となります。

医療分	支援分	介護分	年税額
所得割	所得割	所得割	前年中（1月1日～12月31日）の所得に応じて算定した額
均等割	均等割	均等割	加入者の人数に応じて算定した額
平等割	平等割	平等割	世帯ごとに定められた金額

●74歳までの方（40歳以上65歳未満の方を除く）の年税額＝医療分＋支援分

●40歳以上65歳未満の方の年税額＝医療分＋支援分＋介護分

■納税通知書の送付

国民健康保険税の納税義務者は、世帯主です。世帯主が国保以外の医療保険に加入していても、世帯主の名前で通知書が送付されます。なお、課税内容は、国保の加入者分だけで算出されています。

■国民健康保険税の納期

普通徴収による納期は8回です。毎年7・8・9・10・11・12・1・3月末納付となります。納付方法は33ページをご覧ください。

■国民健康保険税の年金からの特別徴収（天引き）

国民健康保険に加入する65歳から74歳の世帯主の方で、

次のすべてに該当する世帯主の方が対象となります。

（イ）1年間の年金が18万円以上の方

（ロ）介護保険料と合わせた国民健康保険税額の合計が年金額の2分の1を超えない方

（ハ）世帯内の国民健康保険の被保険者全員が65歳から74歳で構成されている方

※お申出により口座振替で納めていただくことができます。

■国民健康保険税の減免など

災害や失業などにより国民健康保険税の支払いが困難な方などに対し、国民健康保険税を減免する措置があります。

くわしくは税務課へご相談ください。

■後期高齢者医療制度

問合せ先：住民課 ☎72-1114

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と、65歳以上75歳未満の一定の障がいがある方を対象とした医療保険です。運営は、山梨県内すべての市町村が加入する「山梨県後期高齢者医療広域連合」（以下「広域連合」という）が主体（保険者）となり行います。町は主に窓口業務および保険料の徴収

を行います。

広域連合に障がいの認定を受けた方以外の方は、75歳の誕生日当日から加入となります（加入の手続きは不要）。75歳になる月の前月に保険証が郵送されます。

国保・後期・年金

■保険証を紛失したとき、破損したときは

身分を証明できるもの、マイナンバーのわかるものと、破損した場合は保険証を窓口にお持ちになり再交付を申請してください。

■給付の種類

種類	こんなとき	必要なこと・もの	どんな給付が
療養の給付	病気、けが、歯の治療を受けたとき	医療機関窓口への保険証の提示	医療費の9割（一定以上の所得がある方は8割または7割）を保険で負担します
療養費	コルセットなどの治療用装具代を支払ったとき	医師の診断書（同意書、意見書など）、装具に要した費用の領収書および明細書、保険証、本人の預金通帳の口座がわかるもの、マイナンバーのわかるもの	負担割合に応じて支給されます
高額療養費	同一病院の1か月の医療費が一定額を超えたとき	本人の預金通帳の口座がわかるもの、マイナンバーのわかるもの	一定額を超えた額が高額療養費として支給されます
高額介護合算療養費	介護保険受給者がいる世帯で、医療費と介護サービス費の自己負担合計額が一定額を超えたとき	本人の預金通帳の口座がわかるもの、マイナンバーのわかるもの	一定額を超えた額が高額介護合算療養費として支給されます
限度額適用認定証	入院したときや高額な外来診療を受けるとき	保険証、マイナンバーのわかるもの	所得区分に応じて、窓口での支払いが限度額で止まります。（保険適用分のみ）
特定疾病療養受療証	認定疾病にかかる診療	医師の診断書、保険証、マイナンバーのわかるもの	自己負担額は1か月1万円までです
葬祭費	死亡したとき	印鑑、葬儀の喪主の方がわかる書類（会葬礼状、葬儀場への支払いの領収書等）、喪主の口座がわかるもの	葬儀を行った方（1名）に対して5万円が支給されます。

※届出の際、本人確認をしますので、本人であることを確認できる書類（マイナンバーカード（個人番号カード）、運転免許証、パスポートなど官公署が発行した写真付きの身分証明書）をお持ちください。

■後期高齢者医療保険料

保険料は、おおむね2年間の医療費がまかなえるように、広域連合が定めた保険料率をもとに、被保険者全員が個人単位で納めます。

保険料は被保険者が等しく負担する「均等割額（応益分）」と所得に応じて決まる「所得割額（応能分）」の合計となります。

被保険者の保険料
(10円未満切捨て)

=

均等割額
50,770円

+

所得割額
(所得－43万円) × 11.11%

どんなに所得の高い方でも年80万円が上限になります。（賦課限度額80万円）
保険料は2年ごとに見直され、県内は統一の保険料率となります。（上記の計算は令和6年度です。令和6年度に限り、激変緩和措置があります）

●保険料の軽減

- 所得の低い方の軽減措置
世帯主と被保険者の総所得金額等の判定により、均等割額が2割から最大7割軽減されます。
- 職場の健康保険などの被保険者だった方の軽減措置
資格を取得した日の前日に、職場の健康保険などの被扶養者だった方は、均等割額が5割軽減され、所得割額は課されません。

●保険料のお支払い方法

保険料の支払い方法は、「年金からの天引き（特別徴収）」と「口座振替・納付書による支払い（普通徴収）」の2通りの方法があります。

原則として年金からの天引き（特別徴収）ですが、一部の方（年金の受給額が規定額以下の方、加入初年度等）は口座振替または納付書による支払いとなります。「年金の天引き」から口座振替への切り替えを希望される方は、住民課へ届出をしてください。

国民年金

問合せ先：住民課 ☎72-1114

■年金の加入者

日本国内に居住する20歳以上60歳未満の方は、必ず国民年金に加入しなければなりません。国民年金に加入する方は、次のとおりです。

●第1号被保険者

農業や自営業、自由業などの給与所得者でない方、サラリーマンであっても厚生年金などに加入していない方および学生

●第2号被保険者

会社や役所、学校などに勤めている方は、厚生年金や共済組合に加入します（同時に国民年金にも加入することになります）

●第3号被保険者

厚生年金や共済組合などに加入している方（第2号被保険者）に扶養されている配偶者（健康保険等の被扶養者）

■年金保険料

第1号被保険者が納める保険料の額は、月額16,980円（令和6年度）です。より高い年金を受けたい方は付加保険料（月額400円）を納める制度もあります。

■保険料の免除制度

国民年金には次のような免除、特例の制度があります。

●法定免除

生活保護や障害年金（1級、2級）を受けている方は、届出により免除されます。

●申請免除

申請者本人・申請者の配偶者・世帯主のそれぞれの所得が定められた基準以下の方は、申請して承認された場合に免除されます。所得に応じて「全額免除」、「一部免除」があります。

※免除期間は、将来年金を受けるときには、受給資格期間として計算されますが、年金額は一般納付とは異なる額で計算されます。

※その他にも免除が受けられる場合がありますのでご相談ください。

●退職（失業）による特例免除

通常であれば審査の対象となる本人所得を除外して審査を行い、承認された場合に特例免除されます。

●学生の保険料納付特例

学生で、本人の前年所得が128万円以下の方は、申請により、保険料の納付が猶予されます。

※納付特例期間は、将来年金を受けるときには、受給資格期間として計算されますが、年金額には反映されません。学生納付特例期間の各月から10年間は、保険料を追納することができます。追納した分は、老齢基礎年金の額の計算に反映されます。

●若年者納付猶予制度

50歳未満で申請者本人と申請者の配偶者の前年所得が定められた基準以下の方は、申請により、保険料の納付が猶予されます。

■年金の給付の種類

国民年金の給付の種類は、次のとおりです。受給資格のある方は、住民課で手続きをしてください。支給される年金は、年6回偶数月に希望する各金融機関で受け取ることができます。

種 類	受給要件
老齢基礎年金	受給資格を満たした方が65歳になったとき
遺族基礎年金	一定の保険料納付要件を満たしている方が死亡したとき、その方によって生計を維持されていた遺族に支給されます。（18歳未満の子がいる場合）
寡婦年金	老齢基礎年金を受ける資格を持った夫が年金を受けずに死亡した場合、その夫と10年以上連れそった妻に、60歳から65歳までの間支給されます。
死亡一時金	3年以上保険料を納めた方が、年金を受けずに死亡したとき（1回限り）
障害基礎年金	不慮の事故や病気で障がい者になったとき

お問合せは

日本年金機構 大月年金事務所 ☎0554-22-3811

または住民課まで

■主な届出

次のようなときは届出が必要です。

- 会社員や共済組合員でなくなったとき
- サラリーマンの配偶者の扶養でなくなったとき
- 年金を受給している方が死亡したとき
- 年金を受給している方の年金受取機関を変更するとき
- 国民年金を請求するとき

■老齢基礎年金の繰り上げ・繰り下げ受給

老齢基礎年金は、原則として65歳から受給できますが、希望すれば60歳から繰り上げて受給できます。この場合、請求時に応じて年金額が減額され、その減額された年金額を一生受給することになります。

また、支給を繰り下げることできます。この場合は、年金額が本来の年金額が増額されます。